

取引参加者制度の整備について

2022年9月29日
株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、近年のシステム取引の高度化に伴い、市場のゲートキーパーとしての役割を担う取引参加者におけるリスク管理の重要性が高まっている状況にかんがみ一層の市場運営の安定性向上を図る観点等から、以下のとおり、取引参加者制度の整備を行うこととします。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 直接取引を行う取引参加者に係る取引参加者制度の整備 (1) 受託取引参加者を対象とする財務基準の導入	<ul style="list-style-type: none">取引参加者として当社売買システムに直接接続して取引（以下「直接取引」といいます。）を行う取引参加者について、以下のとおり、取引参加者制度の整備を行います。直接取引を行う受託取引参加者に係る財務基準として、以下のとおり、その清算資格に応じて、①直接取引開始時の財務基準及び②維持すべき財務基準を導入します。<ul style="list-style-type: none">① 直接取引開始時の財務基準<ul style="list-style-type: none">a. 純資産額5億円以上であること。b. 純資産額規制比率200%超であること。② 維持すべき財務基準<ul style="list-style-type: none">a. 純資産額3億円以上であること。b. 純資産額規制比率140%以上であること。直接取引を行う受託取引参加者の財務状態が維持すべき財務基準を下回った場合、当社は、その事由が消滅するまで、当該受託取引参加者の	<ul style="list-style-type: none">本改正実施時にすでに直接取引を開始している受託取引参加者については、②のみを適用します。取引停止等の処置にあたって、当該受託取引参加者には

項目	内容	備考
(2) 各種管理体制の整備義務等の明確化	<p>当社の市場における取引の停止等の処置を行うことができることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接取引を行う取引参加者は、以下の管理体制を整備するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不公正取引の防止に関する売買管理体制 ➤ 過誤のある注文の受託及び発注を防止するための注文管理体制 ➤ 当社の市場における取引に係るポジションに関するリスク管理体制など ・ これまで直接取引を行っていなかった取引参加者が新たに直接取引を行う場合には、これらの管理体制が整備されていることを確認する観点から、当該取引参加者は、当社に直接取引の開始を申請し、あらかじめ承認を受けることとします。 	<p>弁明の機会が付与されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接取引を行う受託取引参加者は、その財務状態が維持すべき財務基準を下回った場合に、当社に届出を行うこととします。「Ⅱ. 1. (6) 届出事項の追加」をご確認ください。 ・ 現在は、「売買取引の管理に関するガイドライン」において、管理体制の整備が求められています。 ・ 売買管理体制については、売買管理に関する社内規則の制定、委託者等の売買動向及び売買動機等の的確な把握、委託者等の取引形態等を踏まえた適切な売買審査等を行うことが求められます（取引参加者が売買管理体制を整備する際の参考とするためのガイドラインを新たに制定し取引参加者に通知する予定です。）。 ・ 自己の計算による取引については、上記にかかわらず、取引形態等を踏まえた適切な管理体制を整備することが求められます。

項目	内容	備考
<p>(3) 直接取引を行う取引参加者が整備すべき業務執行体制の明確化</p> <p>(4) 受託取引参加者における組織再編行為等に係る事前承認制度の導入</p> <p>(5) 受託取引参加者の取引資</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接取引を行う取引参加者は、商品市場における取引の受注・執行、受渡決済、損失の危険の管理、法令等諸規則の遵守に関し適切な業務執行体制を備えることとします。 ・ 直接取引を行う受託取引参加者が合併、事業譲渡等の組織再編行為等を行う場合（軽微なものを除きます。）、あらかじめ当社に申請し、承認を受けることとします。 ・ 直接取引を行う受託取引参加者が当社市場における取引資格を喪失した 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注文管理体制については、注文管理に関する社内規則の制定及び周知徹底、取引参加者の資力を踏まえた発注制限及びシステム設定等を行うことが求められます。 ・ リスク管理体制については、ポジションの管理に関する社内規則の制定、委託者等の資力・属性等を踏まえた適切な委託者等管理を行うことが求められるほか、高速取引行為を取扱う場合には、高速取引行為に係る電子情報処理組織の管理、高速取引行為を行う委託者等における電子情報処理組織の管理が十分であることの確認を行ったうえでの受託であること等が求められます。

項目	内容	備考
<p>格喪失時における信託金の返還時期の変更</p> <p>(6)届出事項等の追加</p> <p>(7)支払不能となるおそれがある場合における処置の導入</p> <p>(8)取引の停止等を受けた場</p>	<p>場合、当社は、信託金の返還について公表し、当該受託取引参加者は、原則として公表日から6か月を経過した後でなければ信託金の返還を請求できないこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接取引を行う取引参加者が以下の場合に該当するときには、当社に届出を行うこととします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 維持すべき財務基準を下回った場合（受託取引参加者に限りま す。） ② 支払不能となるおそれがある状態となった場合 ③ 分割による事業の承継又は事業の譲受けを行った場合（受託取引参 加者に限り、Ⅱ.1.(4)の申請を行っている場合を除きます。） ④ 当社市場における取引に関して法令に基づく検査、処分又は処罰を 受けた場合 ⑤ 当社市場における取引に関して法令に基づく検査に伴う改善指示を 受けた場合又は検査若しくは処分に伴う改善報告を行った場合 ⑥ 当社市場における取引に関して法令又は当社の定款等諸規則に違反 する行為が行われた事実を知った場合 ⑦ Ⅱ.1.(2)に関する社内規則を定めた場合又は当該規則を変更した場 合 ⑧ 当社市場における取引に係るシステムに障害が発生したことを知っ た場合 ・ 非清算参加者が、清算受託契約の解約条件に該当したことに基づき、他 社清算参加者から解約の申し出を受けた場合には、解約を行う日の前日 までに当社に報告を行うこととします。 ・ 直接取引を行う取引参加者が支払不能となるおそれがある状態となっ た場合、当社は、その事由が消滅するまで、当該受託取引参加者の当社 の市場における取引の停止等の処置を行うことができることとします。 ・ (1)、(7)に規定する取引の停止処置を受けた取引参加者は、当該処置の 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引停止等の処置にあつて、当該受託取引参加者には 弁明の機会が付与されます。 ・ 当社は審査を行い適当と認め

項目	内容	備考
合における解除申請事項の追加 (9) 遠隔地仲介取引参加者の受託の制限の明確化 (10) 遠隔地取引参加者に係る法令遵守責任者の選任	原因を除去したときは当社に届出を行うこととし、解除を申請することができることとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔地仲介取引参加者は、日本に居住する者の計算による注文の受託と知りながら、当社の市場における取引の委託を受けることができないことを明確化します。 ・ 直接取引を行う遠隔地仲介取引参加者又は遠隔地市場取引参加者は、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者のうちから1人を法令遵守責任者として当社に申請し、承認を受けることとします。 	たときは、その取引の停止若しくは商品清算取引の委託の停止を解除又は軽減します。
2. 全取引参加者に係る取引参加者制度の整備 (1) 売買審査に関する規定の明確化 (2) 日常業務代行者制度の導入 (3) 取引の信義則規定の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が当社市場における取引の内容の審査を行うにあたって、必要がある場合には、取引参加者に資料等の請求を行うこと、審査結果に基づく注意喚起を行うこと等、売買審査に関する規定を明確化します。 ・ 取引参加者においては、取引参加者代表者が行う届出等のうち日常的に行うものの一部について、あらかじめ範囲を明確にしたうえで日常業務代行者に行わせることができることとします。 ・ 取引の信義則違反となる行為の明確化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、代行させる業務について、あらかじめその範囲を明確にし、代行させる者を当社に届け出ることとします。 ・ 具体的には、当社市場と他市場にまたがる不公正取引行為を明確化します。
3. 準取引参加者制度の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外商品先物取引業者等を対象に、取引参加者に準ずる者として準取引参加者制度を導入していましたが、本制度の利用実態等にかんがみ廃止します。 	
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、所要の改正を行います。 	

Ⅲ. 実施時期（予定）

2023年1月を目途とし、取引参加者における対応状況等も踏まえて決定します。

以 上